

第 1 5 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 1 回専門部会

令和 7 年 6 月 1 0 日

(午後2時46分 開会)

○篠福祉のまちづくり担当課長 それではただいまから、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会第1回専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、推進協議会から引き続きのご参加をいただきましてありがとうございます。

引き続き事務局を担当いたします東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第でございます。

続きまして、配付資料でございます。資料1、今後のスケジュール(案)、資料2、東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正(案)の概要について。

続きまして参考資料でございますが、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。

続きまして、委員からの提供資料でございます。須田委員提供資料、宮脇委員提供資料。以上でございます。

このほか4点の冊子をお配りしておりますが、こちらは推進協議会と同じものでございます。この4点の冊子は、会議の終了後に回収いたしますので、お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただけますようお願いいたします。

資料は以上となります。不足がございましたら、事務局にお知らせください。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。本日はオンラインでご参加をいただいている方を含め、22名の委員の方々にご出席をいただいております。小林由人委員、三宅委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

また、議事に入る前に幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。あわせて、会議の議事録は東京都ホームページで公開いたします。

オンラインでご参加の方は、音声がかえれないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択し、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合は、事務局のメールアドレス宛にメールをお送りくださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては高橋部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 高橋です。先ほどは失礼いたしました。私のほうで無理やり部会長ということがほぼ強制的な感じがいたしましたが、皆さんに拍手をいただきまして申し訳ありません。

それでは、早速議題に入りたいと思いますけど、まず検討スケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

資料１の今後のスケジュール（案）をご覧ください。

本日は第１回の専門部会でございますが、次回、第２回専門部会は９月から１０月頃に、審議テーマの論点整理についてご議論いただく予定でございます。

また、第３回専門部会は１１月から令和８年１月頃に、意見具申の骨子についてのご議論をいただく予定でございます。

第４回専門部会は、令和８年の４月から５月頃に、骨子から肉づけしました意見具申の案につきましてご議論いただく予定でございます。

次に第５回専門部会は、令和８年の６月から７月頃に、第４回専門部会でいただきましたご意見を反映した意見具申（案）についてご議論いただき、専門部会としてお取りまとめをいただく予定でございます。

そして令和８年の９月から１１月頃に、第２回推進協議会で意見具申をいただくというスケジュールで想定をしております。

また、第２回推進協議会の後は、令和９年１月から２月頃に第６回の専門部会を開催しまして、意見具申を踏まえた支援策の検討につきましてご議論いただければと考えております。

スケジュール（案）についての説明は以上でございます。なお、このスケジュールにつきましては、今後変更等になることもございますので、その点ご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。資料１、議題１につきましてご説明いただきました。

先ほどの推進協議会でもあらかた皆様方目を通していただいていたかというふうに思いますけれども、それから今、篠課長のほうからご説明ありましたけれども、これから皆様方の議論に沿いまして、日程のこと、それからテーマについても少しずつ変化があるかもしれませんけれども、よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

その都度テーマにつきまして、皆様方からご意見をいただくというのはとても重要です、遠慮なくいろいろと、議題になくてもあるいは事務局が用意したものになくても、ご発言いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

この資料１の今のスケジュール等につきまして、何かこの今日の時点でご意見ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。お名前を最初におっしゃっていただけますか。

○兼子委員 都の老人クラブ連合会の兼子ですが、確認です。スケジュールで第２回の専門部会を、刷り物では８月からとなっていますが、先ほどのご説明で９月からということだったのでしょうか。それだけちょっと確認させてください。

○高橋部会長 事務局、お願いします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ご質問ありがとうございます。大変失礼いたしました。こちらの資料 1 に記載の誤りがございまして、現時点では第 2 回専門部会につきましては 9 月から 10 月頃で予定しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ご指摘ありがとうございます。よろしいでしょうか。

また追って日程調整等をさせていただいて、皆様方にご案内をする形になると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうかね。

はい、どうぞ。越智委員、お願いします。

○越智委員 越智です。

個人的な事情でと言いますか、東京都の関係もありますので、もうご存じのように 11 月 15 日から 25 日までデフリンピックが開催されます。その期間は、会議はちょっと欠席するかもしれません。皆様、ご了承よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。なるべく越智委員が出席できる日程等も含めて、事務局のほうで調整していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。といっても大変かもしれませんが。

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。その他の案件ということで、今日は議事の二つ目として今期から参加をしていただきます筑波技術大学名誉教授の須田委員、それから宇都宮短期大学人間福祉学科教授の宮脇委員に就任をしていただきますけれども、お手元の先ほどの資料が入っているかと思えますけれども、少しお二人からご自身のこれまでの経験、キャリア等についてお話をしていただければと思います。

それでは固くならず、適当にと言うと怒られちゃうんですけど、須田委員からまず話しやすいところをお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○須田委員 先ほどは、私が専門でありながら手話を使わずにご紹介させてしまったので申し訳ありません。筑波技術大学の須田といいます。よろしくお願いします。

ちょっと座らせて、今季から参加させていただきますので、私の今までの状況というのを簡単にご紹介させていただきたいなと思っています。

添付の資料を見ていただきたいんですけども、もう私もかなりの歳になりまして、加齢によるいろいろな障害を持つようになり始めております。

当初は 1978 年に N T T の電気通信研究所に入所しまして、光通信、光ネットワークの研究開発をしております、光ファイバの製造技術等を検討しております。その最後の頃というのですかね、退所する前には I T S、高度道路交通システムなどのシステムアーキテクチャ、いわゆる私の場合には D S R C という狭域通信の検討とかそういうものをしておりまして、いろいろなマンホールや電柱とか、いろいろな設備の障害設備についても検討をまいりました。

その後、茨城県の情報政策課 I T 推進室というところで室長として、県の地域情報化の検討、またつくばにおけるいろいろなまちづくりの中での I C T 活用について検討さ

せていただいております。

こちらまでは、特に福祉というような観点、障害者の方々との関わりというのはほとんどなかったんですけれども、2004年にご存じの方はもう皆さん、多分ここにいらっしゃる方はご存じだと思うんですけれども、筑波技術短期大学という視覚障害、聴覚障害のある学生のみが通う大学に赴任しまして、情報処理、情報通信に関わる教鞭を執らせていただいております。その際に一番私が気になったというか、やらせていただいたのが聴覚障害学生の就職活動の支援について、いろいろな企業さんを回らせていただいたりとか、いわゆるその中での就活支援というものを主にやらせていただいております。

退官後、ライフワークとしてはなるんですけれども、「誰でも暮らしやすい社会」を目指したICT、今ICTと言われる技術、大変広くございます。先ほどお話があった音声認識による文字表示とかいろいろな技術がどんどんできております。誘導もそうですし、いろいろな分野、箇所でICTものが活用されております。

ただ、技術の進展が速過ぎると言ったらおかしいんですけれども、なかなかその中での実世界、実生活における活用がなかなか難しいというふうに私どもは考えております。特に高齢者の皆様とか、ICTを活用していただくためのいわゆる情報格差と言うかどうかちょっと難しいところなんですけれども、そういうところの普及を主に考えていきたいと思っています。

そのようなこともありまして、日本福祉のまちづくり学会の代議員を務めさせていただいて、その中での共生DX特別研究委員会の委員長を担当させていただいております。

また外部では、成田国際空港のUD推進委員会の委員、それからSoundUD推進コンソーシアム、これは音を文字に表現する、そういうような仕組みのコンソーシアムの顧問をさせていただいております。

また、あと地域では、NPOのGIS総合研究所いばらきというところで、GISですね、特に私の場合は緯度経度、地図情報というのを非常に重要視しておりまして、そのようなことをこれまでやらせていただいております。

これまでに国土交通省様のみんなが使いやすい空港旅客施設計画資料の検討委員会とか、総務省と厚生労働省さんのデジタル活用共生社会実現会議のICTアクセシビリティ確保部会の副部長等をさせていただいております。また、厚生労働省様からいわゆる手話通訳とかいろいろなコミュニケーション支援のための事業評価をさせていただいているところになります。

簡単ではございますけれども、この福祉に関わるいろいろな活動につきましては、先ほどお話がありましたように、まず知っていただく、本当に社会の方々に知っていただくことがまずは大事なのかなと、ご理解いただくことが大事なのかなというふうに思っておりますので、何とぞ今後ともよろしく教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 須田委員、ありがとうございました。

それでは今須田委員のご紹介いただきましたけど、今のプロフィールのメモが手元にあります、皆様方の中で須田委員のほうにお尋ねしたいことがありましたら、どんなことでも大丈夫だと思いますので、お願いをしたいと思います。オンラインで参加されている皆さん方も、もしご質問等がありましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 市橋です。よろしく。

今の須田委員の説明で一言だけ。賛成なのは、言わばIT化が進むところに格差が生まれるということだと言われまして、僕はそうだなと思います。僕なんかもう、実は息子が、おやじもそろそろガラケーからスマホに変えたほうがいいんじゃないかと。もう平気だよと言われて変えたんですけども、スマホだとメールを打つときに「あ」を打ってしばらくすると「あああ」となっちゃうんですね。もう僕の手では絶対に追いつかない。

~~あるいは今何だっけ、Zoomでやって、Zoomで結局発言が文字に出るようになりますよね。文字が出ると、僕が例えば今みたいに発言するとあなたのしゃべっているのは本当に日本語ですかというのが出るんですよ。失礼しちゃうなと思いつつ、そういうことは毎回の様に幾らでもあります。~~

今回、やっぱりIT化が進んでいるときに、置いてけぼりが新たに出てくるということを注意しながら、分かっていかないと、知的障害のところでも、そういう意味では外国人なんか置いてけぼり。例えば、高齢の人とか、僕も高齢ですけど。そこに注意をしながら、あるいはそれを本当に明確に都民に示しながら議論を進めたいと思います。

須田さん、ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございました。

○須田委員 先生、よろしいでしょうか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○須田委員 非常にありがたいご意見、ありがとうございます。特に情報関係につきましては、皆様もご存じだと思いますけれども、令和4年に情報アクセシビリティ法が施行されていまして、特にコミュニケーションについてのこれからの重要性、それがございます。

感覚障害をお持ちの方とか、いろいろなコミュニケーションというものを非常に重要視して、その技術だけでなく、先ほどお話があった心のお付き合いの仕方とか、そういうものについてもいろいろ考えさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして宮脇委員のほうから簡単にプロフィール等、これまでのキャリ

アについてご紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

○宮脇委員 よろしくお願いいたします。宮脇といいます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。すみません。

今年、15期からお世話になります宮脇と申しますけれども、私はもともと専門が音楽でした。教育学部の音楽科におりまして、たまたま福祉との関わりは、サークルの先輩から自閉症の青年の方が作業所から自宅に帰る、その付添いのボランティアをしてほしいと言われたところから福祉に関わるようになりまして、大学を卒業した後福祉系の専門学校に行きまして福祉を学び始めたわけなんですけれども、方向転換をするに当たり親に福祉の勉強をしたいから学校に行かせてほしいと言いましたところ、当時はまだ90年代の初頭だったんですけれども、福祉は医療に行かれないやつが行くところだというふうに言われて、ちょっと愕然と我が親ながら、まだこういう認識の人がいっぱいいるんだなというところから、これはもっと福祉を広めていかなければならないという使命感に燃えまして、それから大学院に進んで専門は福祉教育、先ほど協議会のほうの自己紹介でも申し上げましたけれども、より多くの方が福祉ということに関心を持って、そして関心を持つだけではなく知識を得たり、それから技術を得たりしたことを身近に生かしていく、そんな人たちに増えていてもらいたいというところを専門にしております。

現在は神奈川県逗子市に住んでおりまして、所属は宇都宮短期大学という栃木県の短大なんですけれども、主な活動拠点は神奈川県に置つつ大学には通っております。

その活動をしている中で、主に社会福祉協議会の推進する福祉教育、福祉教育という活動は社会福祉協議会のメインの事業なわけなんですけれども、今日ここにお邪魔しましたら社会福祉協議会の方がいらっしゃらないので、福祉のまちづくりと言いつつ、社協はまだ認識されていないのかなというところが、ちょっとどきりとしたところです。

実際活動している中で、また私は非常勤で他大学にも講義をしに行っているんですけれども、そのときに学生たちに、WHOの障害者差別調査というのを授業でやるんですけれども、それはどういうものかといいますと、まず4項目の質問をしまして、1項目めがノーマライゼーションに賛成ですかという質問をします。そうすると、ほとんどの学生が疑わずに賛成だと挙手をします。次に、ではあなたは障害のある方と一緒にご飯を食べることができますかという質問をしますと、その教室には実は学生は250人受けているんですけれども、何人の学生と一緒にご飯を食べられると挙手したでしょうか。250人います、教室に。これは25人だったんですね。250人学生がいて、25人しか一緒にご飯を食べられないというわけなんです。その次の質問、項目は、一緒にお風呂に入れる人はどのくらいいますかと。例えばそれは温泉に誘うとか、そういうのも含めて聞いてみたところ、6人が一緒にお風呂に入ってもいいよと。そして最後の項目は、人生のパートナーとして、障害のある人と暮らすことが、選ぶことができるかという質問なんですけれども、250人いてできると言ったのは1名だったんですね。

それが、その子たちは福祉じゃない専門の学生たちなので、一般の社会ではまだまだそういった障害のある人がそんなに身近ではないのかなと。それでそのときに、授業の中では言いづらいと思ったので、リアクションペーパーで自分がどういう回答をして、どういう理由なのかと聞いたところ、学校で障害のある人と接したことがないと。もともと教育の現場で分かれていて、接したことがないからどう接していいか分からないという学生ですとか、それから接して迷惑をかけては申し訳ないという遠慮の気持ちを持つ学生ですとか、それからそういう人は専門の人がケアをするほうがいいだろうという学生たちの意見が割と多めだったんですね。

なので、ネガティブな気持ちというよりは、やはり関わり方が分からないというような、素直な率直な回答が多かったところが救いかなと。だとしたらやっぱり知っていく機会、お互いに交流をする機会をつくらないと、知り合う機会がないまま大人になってしまって、そうすると合流して一緒に働くとか、一緒に共に、それこそ福祉のまちをつくるという発想が起こらない大人になってしまうと思うんですね。そこがやっぱり危機的かなと思いますので、ソフトの部分での、先ほど情報の話ですとか心のバリアフリーというお話がありましたけれども、やはりハードが整うと同時に、例えば今公募委員さんの、子育てをされていてベビーカーでいらっしゃるって大変だなと思うんですね。私も子育てを過去にしていましたので。それこそ電車に乗るのもバスに乗るのも、迷惑をかけてごめんなさいという気持ちで、なるべくベビーカーを使わずにだっこで行こうとか、そんなふうに思ったりもしたんですけれども、海外に行きますと、当たり前のようにスーツケースをほかのお客さんが持ってくれたり、運転手さんがさらっと降りてきてくれたりということがあります。そういう、まるで隣の人の消しゴムを拾うようなさりげなさで、お互いが手助けをし合うような、そんな社会にしていけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それが私のメインで研究しているところでして、今日参考資料でつけていただきましたのは、近年学会で優生思想の研究をしております、子供に五体満足で生まれてほしいと思うところも優生思想なんじゃないか。そして、あと農福連携というところで農業の後継者も少なくなっている現在、障害のある方ですとか、ひきこもりの方ですとか、それから認知症の高齢者の方ですとか、そうした方々を、農業ができる人とかそういうことではなくて、どんな人でも農業体験を通して、そういう障害がない人も含めてお互いに知り合うきっかけとして、ユニバーサル農業というところが有効なのではないかというところも、福祉のまちづくりとして考えていきたいところかなと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 宮脇委員、ありがとうございました。

それでは宮脇さんのほうにご質問等ございましたら、少しいただければと思います。あまり時間はないんですけれども。時間がないというとまた発言しにくくなっちゃうかもしれないんですけど、どうぞ、短めにご意見いただけますか。

どうぞ。越智委員、お願いいたします。

○越智委員 越智です。今お話にありました農福連携というのが、ちょっと興味を持っております。実はコロナが始まるちょっと前に、国のほうから相談がありました。農福連携を進めていきたいということで、映画を作るのを手伝ってほしいということで言われました。

金沢でハスを作るという話だったんですけれども、農福連携を進めていきたいということで、でもその後コロナが起こって話が止まってしまったということがあるんですけども、今国のほうで農福連携というのを進めるというのはどういう情報が入っておりますでしょうか。

○宮脇委員 ありがとうございます。私もちょっと農福連携もそんなに経験があるわけではないんですけれども、割と福祉系で言えば、知的障害の方の例えば施設の中で日中の活動の内容として農作業をされることは、もう古くから行われてきたところなんですけれども、農林水産省のほうで一方で非常に後継者の関係で福祉の人たちをぜひというようなこともあって、最近は縦割りを超えて農林水産省とそれから厚生労働省と、あと文部科学省も含めて教育現場の中でも農業というところを取り入れながら、広く農作業を通してお互いを理解していく。そして後継者の育成も図っていくということで、あと法務省も更生保護の関係で、刑務所での服役を終えた方ですとか、それからあと子供の関係も、少年院を仮出所した子供も農業に実習をしながら大人との交流を通して更生を図るというような動きも出ているというところが、最近始まっているところかなと思います。

まだ発展途上ですので、ぜひ進めていっていただければと思っております。

○越智委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

いずれにしても出会う場というか交流する場というか、そこをどんなふうにつくるか。今まで福祉の領域だけで狭めてきたものを、いろんな領域でそういうチャンスがあるのではないかという、そういう一つのきっかけが農業という、その部分につながっているのかと思います。これまでもあったけれども、さらに違う展開なんかも含めてということかもしれません。ありがとうございました。

ほかの方、よろしいでしょうか。

それではお二人に、大きな拍手をお願いします。ありがとうございました。引き続き今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

それでは、福祉のまちづくり条例施行規則の改正案の資料がお手元にあると思いますので、事務局からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

お手元の資料2、東京都福祉のまちづくり条例の施行規則改正（案）の概要についてをご覧ください。

こちらにつきましては、昨年１２月に第１４期第７回の専門部会でもご報告をしておりますので、第１４期から引き続きの方には繰り返しの説明になりますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきます。

資料上段の１、改正の目的をご覧ください。

国において、バリアフリー法施行令の改正がございまして、基準改正がございました。その改正につきましては、今月の６月１日に施行されたところでございますが、この国の改正内容との整合を図るために、都の施行規則の改正を行う予定としております。

中段の２の主な変更点をご覧ください。

変更点は三つございます。

一つ目は、トイレに関わるバリアフリー基準の見直しです。現行の基準では、建築物に１以上、車椅子使用者用便房を設けることとしておりますが、改正後は原則として建築物の各階に１以上、車椅子使用者用便房を設けることとなります。

また、先ほど原則と申し上げましたが１，０００平米未満の小規模な階を設ける建築物や、逆に１万平米を超える大規模な階を設ける建築物などは、建築物の床面積に応じた設置基準となります。

続いて二つ目は、駐車場に関わるバリアフリー基準の見直しです。現行の基準では、不特定多数の者等が利用する駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を１以上設けることとしております。これにつきまして改正後は、駐車施設の総数に応じまして、一定数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることとなります。

具体的には、駐車施設の総数が２００以下の場合はその総数の２％以上、駐車施設の総数が２００を超える場合には、その駐車施設の数１％プラス２以上となります。

続きまして三つ目は、劇場等の客席に関わるバリアフリー基準の見直しです。現行の基準では、客席ごとに１以上車椅子使用者用部分、これは車椅子使用者の観覧スペースのこととございますけれども、これを設けることとしております。

ここでバリアフリー法における客席の定義についてご説明させていただきます。ここで言う客席とは、例えば映画館であれば一つのスクリーンがある一つの部屋、劇場であれば座席が並べられた一つの部屋、そのような一つの空間を客席と定義されております。ですので、座るための固定の椅子のことは座席といいます。

ですので、例えば複数のスクリーンがある映画館では、スクリーンのあるお部屋ごとにその空間内に車椅子使用者用部分を設けるということになります。現行の基準では、劇場等の客席に１以上、車椅子使用者用部分を設けることとしておりますが、改正後は座席数に応じて一定数以上の車椅子使用者用部分を設けることとなります。

以上、変更点を三つご説明いたしました。これらはいずれも車椅子使用者が利用できる便房、駐車施設、観覧スペースにつきまして、これまでの基準では１あればよいとしていたものを、規模に比例するような形でその数を増やすこととしたものでございます。この国の改正内容を都の施行規則の基準に反映するための改正を行います。

最後に、下段の３、今後のスケジュールをご覧ください。スケジュールにつきましては、前回のご説明から変更がございます。現時点におきましては、公布日が７月３１日、施行日が事業者等への周知期間を設けるため、来年の１月１日の予定となっております。

ご説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。資料２に基づきまして、福祉のまちづくり条例の施行規則改正（案）の概要ということです。

今後のスケジュールとしましては、７月３１日公布予定、そして施行予定が来年の１月１日ということになっています。

こちらにつきまして、皆様方からのご質問等ございますでしょうか。

私のほうから１点よろしいでしょうか。施行規則の部分とそれからその中の努力義務の部分、東京都の福まち条例で努力義務があると思うんですけど、その辺りについてはこれから検討されていくというような理解でよろしいでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ご質問ありがとうございます。こちらの都の施行規則におきましては、いわゆる遵守基準と言われるものと、努力基準と言われるものを今設定してございますけれども、今回の改正におきましては国の改正に整合を取るために、遵守基準の部分の改正と同時に努力基準につきましても、国の基準を踏まえた改正をする予定でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。国のほうも誘導基準がありますので、そちらと合わせていくのかというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。須田委員、お願いいたします。

○須田委員 筑波技術大学の須田でございます。

これまでのご議論、ちょっと知っておらず申し訳ありません。ちょっと教えていただきたいんですが、３の劇場等の客席に関わるバリアフリー基準の見直しという形がありますが、一応これは数量基準だと思うんですけども、今までこの車椅子の使用については、その環境つまり車椅子を設置される場所とそれからそのお仲間、付添いの方が分断されると言う語弊があるんですけども、いろいろなそういうオリンピックなんかの場合の会場の場合には上下左右の問題とか、いろいろあったと思うんですけども、そのような環境基準のものは別のほうの何かに、ガイドラインか何かにあるんでしょうか。

○高橋部会長 事務局、よろしくお願いします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ご質問ありがとうございます。こちらの客席につきましては、都の福祉のまちづくり条例の施行規則の中にもともと規定がございまして、その中に車椅子使用者用の部分、スペースを設けることのほか、サイトラインに配慮した位置に設けることという整備基準を設けてございます。

またこのほか、集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けることという基準を設けておまして、今須田委員がおっしゃったようなところにつきましても基準を設けるほか、望ましい設備という形で様々観覧に関しての望ましい設備についてお示しをさせていただいているところでございます。

また今回の国の改正も、今須田委員がおっしゃったように、車椅子使用者の方がお二人などで一緒に観覧できるように２以上というのが基本になっておまして、またそのほか、国でつくっておりますガイドラインの建築設計標準でも、同伴者席を設けることなど、今回の改正においてこれまでの議論が反映されていると聞いております。

○須田委員 どうもありがとうございます。勉強不足で申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。今日はお手元に配付されていないんですけれども、東京都の分厚い条例の整備マニュアルというのがありまして、その辺りもこれから参考までにお手元に用意していただくとよろしいかというふうに思いますので、ご配慮をお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

川内委員、お願いします。

○川内委員 川内です。

須田さん、付添いとおっしゃいましたが、同伴者ですので。付添いというのは、ケアする側、される側という立場ができてしまいますけれども、同伴者という言い方になっていきますのでということが一つで。今、篠さんのご説明は、義務規定とそれから努力義務規定の区別があまりはっきりしなかったと思うんですけれども、今回国が出している政令の改正の中にも車椅子席のスペースとかそういうふうなのがあって、それから建築物には誘導基準というのがあるんですけれども、そのところではサイトラインというのが国のほうでも入ってきています。都のほうは既にそういうのを、でもあれは努力規定ですよ。サイトライン、義務にしていますか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 義務規定です。

○川内委員 そうですか、すみません、不勉強でした。義務になっていますか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ただいま川内委員からお話のありましたサイトラインにつきましては、東京都におきましては遵守基準である整備基準という形で規定を設けさせていただいております。

○川内委員 失礼しました。では、もうその辺は超えているということですね。

○須田委員 そういうことですね。ありがとうございます。すみません。

それから私の言葉遣い、申し訳ありません。

○高橋部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、この規則については、これからの進捗状況についてまたご報告をいただく機会があるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日用意をしました議事については以上であります。ほかに委員の皆様方からこの機

会に話をしておきたいということがありましたらいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうかね。

またこの後、2回目、3回目と専門部会が続きますので、少しじっくりとお話をしておきたいことをよくお願いをしたいと思います。今日は初めて参加していただいている須田委員、それから宮脇委員のほうからお話がありましたけども、

織田委員が手が上がっていますので、織田委員の後に公募委員の慶野委員、そして手をつなぐ親の会、渡邊委員、もし何かありましたら、一言だけお願いをしたいと思います。

では織田委員、お願いいたします。

○織田委員 NPO法人ウィーログの織田友理子です。

今後の議論でどのように進んでいくか、少し不安に感じたので発言させていただきま

す。

心のバリアフリーと情報のバリアフリーに焦点を当てて、よりよい東京をつくっていく方向だと思うのですが、やはり道や建物など、物理的なバリアフリーについても、東京都には本当に最先端を走ってほしいなと心から願っております。

そういった意味で他の自治体との比較や、私がいろいろな自治体に行く中で、東京都より優れているなと思ってしまうこともあって、そうした点の調査がどのようになっているのか、少し気になりました。

私自身が重度障害者ですので、本当に重い障害があると、なかなかまちなかに出られない状況があると思います。だからこそ、東京都には物理的な面でも、もっと最先端を行ってほしいと思います。

例として3点あります。一つ目が道のバリアフリーについてです。現在、ゼロ段差化というもの東京都では十分に実施されておられません。段差というのは視覚障害者の方にとっては命に関わる段差ですごく大切なものと理解しておりますが、その中で視覚障害者と車椅子ユーザー、ベビーカーを押す方との動線のコンフリクトを解消している都市が様々あります。例えば富山や佐世保、また博多駅構内では、点字ブロックが車椅子の車輪に干渉しないように敷設されていて、段差が障壁にならない工夫がされています。こういったところは東京駅などではまだ対応されていないと感じております。

二つ目がレストラン、小規模店舗のバリアフリー化についてです。既存の特別特定建築物であっても、レストラン街の中にバリアフリーのお店がなかなか見つかりません。入り口に段差があって、車椅子やベビーカーを押すお父様、お母様がスムーズに着席できないという現状があります。ビルの建物の入り口を段差解消したり、建物内にトイレを設置するだけではなく、真の意味でバリアフリーを実現するには、レストランで着席まで着けるのか、椅子や机に座れるのかというところまで実現する必要があります。既存の特別特定建築物及び新築店舗については、東京都として（着席までの動線の）バリアフリー化を義務づけしていかないと、日本の中で一番東京都がバリアフリーだとは言

えないと思っております。

三つ目はトイレについてです。今回、国土交通省で、トイレの設置数が増えると思うのですが、背もたれの有無や介助用ベッドがあるかなどは自治体ごとに全然状況が違います。最近行った富山では（介助用ベッドを）探すことができませんでした。また富山の学生さんは、介助用ベッドって何ですかという感じで、そもそも認知されていないと感じました。重度の障害がある人ほど、こうした設備がないと外に出られないという現状をもっと東京都で認識していただければと思っております。

宇宙開発のJAXAのほうで、最近は飛行機内のバリアフリートイレの開発を進められていて、大型ベッドを設置するプロジェクトに取り組んでいます。すごく夢のあるプロジェクトもありますので、東京都ももっと義務化なども含めて検討していただけないでしょうか。

また、トイレの話ですと、リフトの整備も重要です。床走行型や天井走行型がありますが、できれば天井走行型が望ましいです。例えば府中市役所には天井走行リフトが設置されています。天井走行リフトがないと、重度障害者はトイレがなくて外に出られないという状況があります。もちろん全て義務化というのは無理だと思いますが、市役所や区役所の公共施設には1か所だけでも設置というところから手を入れていただければと思います。

バンクーバーの元市長の車椅子ユーザーの方が3月に日本にいらしたのですが、日本のバリアフリーは世界的に見ると中程度、どうやって中と意味づけるかはまた別ですが、重度障害者にとってはまだまだやるべきことがあると思います。そうした意味でも本当に東京都が最先端になってほしいという願いを込めて、まだ社会に出られていない方々に対して、きちんと対策を講じてバリアフリーを日本一にしていきたいなと願っております。

以上です。

○高橋部会長　たくさんのご意見ありがとうございました。もしできましたら、少しペーパーでも提出をしておいていただいて、また全て同時に議論することはできないかもしれませんが、少しずつ時間のある限り皆様と共有をしていくということが大切だというふうに思いますので、事務局のほうでもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今日は議論する時間がちょっと取れないので、取りあえずご意見、ご要望ということだけで受け止めさせていただければと思います。ありがとうございました。

事務局、よろしいでしょうか。そういうことで。

○篠福祉のまちづくり担当課長　ありがとうございます。

○高橋部会長　ほか、ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは専門部会としては、事務局からいただいている時間からは若干オーバーしているんですけれども、慶野さんから。

○慶野委員　慶野です。今日のお話を受けて私も非常に学ぶことが多く、まだ勉強不足だ

なと感じました。

今日の議論の中でも感じたのが、当事者の意見をどうやって盛り込むかというのを本当に大切にしたいなと思って、例えば社協の方がいないとか、あと例えば私自身が妊娠と出産でバリアフリーの当事者になったという話もしましたが、社会インフラをつくっていく公共交通機関とか大規模な商業施設の決裁者の方は誰なんだろうと思ったときに、日本の今の会社だと大体がフルタイム残業ありで通勤ができる、特に管理職とか役員だと男性になってくる。そういうまちをつくっていく当事者の中に、その当事者、まちをつくっていく人の中に福祉やバリアフリーに関する当事者がいなくて、そういう視点が盛り込まれないのかなというのは感じたんですね。

例えば、私は本業が実は編集をしまして、前から気になっていたことがあって、色彩に関してなんですけど、例えば結構大規模商業施設の消火栓とかいろんな壁に書かれているペイントみたいな文字が、薄いベージュに薄いちょっとしか違わないベージュで消火栓と書いてあるとか、グレーの花崗岩風の、これも薄いグレーで文字を消したいかのように、多分デザイナーの視点としては景観との調和みたいなことだと思うんですけど、そういう読みづらいものとか。今回多分色覚異常といわれる方がこの委員の中には多分いらっしゃるのかな、いたらすみません。だからそういう、自分自身は妊娠を経てという視点で困り事を届けたいなという気持ちもありますし、ここにいらっしゃる当事者の視点もいかに盛り込んでいくかという視点で参加していきたいなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。とても重要なご指摘だと思います。ここにいる方々は本当に一握りだというふうに思いますので、それ以外のたくさんのお声をどうやって拾っていくか、あるいは一緒に活動するかということがとても重要だというふうに思います。ありがとうございました。

それでは渡邊さん、お願いします。

○渡邊委員 東京都手をつなぐ育成会の渡邊です。

私のほうからは、やっぱり心のバリアフリーのことをお伝えしたいかなと。知的障害の方たちは、見た目では本当に分かりづらい、見て分かるという方がいらっしゃらないので、障害自体を理解してくださる方がとても少ないです。ですので、先ほど自己紹介のときに啓発キャラバン隊というお話もしたんですが、各地域でそれぞれの地域で親の会の人たちが、身近にいない、身近に接していないかもしれない知的障害の方たちに対して理解をしてもらうための疑似体験というようなことをさせていただいておりますが、がなんですが、やはりそこに参加して、1回参加したからといってもなかなか理解が深まるものでもないですし、大人になってからの方たちにその疑似体験やキャラバン隊を見て感じていただいても、大人になってからだと言っぱりなかなか入っていかないんだなというのを実体験で痛感しております。

ですので、小さいときに本当に学校に入る前とか、小学校の低学年とか、そばに障害者がいないと先ほど宮脇先生のほうからお話があったように、障害者は怖い人とか障害者と接するのはちょっと専門的な方に任せたいとか、そういったふうな発想になっていくのではないかなというふうに思っています。

ですので、学校前とか保育園、幼稚園の時代にそういったことを体験できる場が、この地域でもあったらいいのになというふうに思っています。

つい昨年なんですが、一般区民の方と区民討論会でお話をしたときに、心のバリアフリーと言ったら全く通じなくて、バリアフリーは建物の構造上の段差がないとか、車椅子で出入りができるとかそういったことでしょと言われて、とても愕然としてしまいました。なので心のバリアフリーという言葉自体も、なかなか一般的に受け止めてもらいづらいのかなというのを思っているところです。

またこういった内容でお話しできればと思いました。今日はありがとうございました。
○高橋部会長 ありがとうございました。今年度の重要なテーマの一つになっていますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。ありがとうございます。

たくさんの皆様方の思いが集まっていくような専門部会につくり上げたいというふうに思いますので、ご協力をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは大変申し訳ありませんけれども、時間の関係もありますので、これで専門部会を閉会とさせていただきたいと思いますが、事務局のほうからよろしいでしょうか。連絡事項ございますでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

連絡事項を申し上げます。次回は、福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会を、9月から10月頃に開催の予定でございます。時期が近づきましたら事務局より日程調整のご依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、机上の資料のうち4点の冊子は事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただけますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、第1回の専門部会につきましてはこれで閉会とさせていただきたいと思います。皆様、どうもご協力ありがとうございました。

(午後3時44分 閉会)